

平成29年度 上越市社会福祉協議会 事業計画

～ 共に生き 共につくる 福祉社会を目指して ～

基本方針

国内の経済は、緩やかに回復することが見込まれていますが、成長市場とされてきた老人福祉・介護事業関連事業では平成27年の倒産件数など調査開始以来最多となり、2015年度の介護報酬のマイナス改定や介護人材不足で淘汰の動きが強まっているとされています。

また、社会福祉法改正法案は昨年国会で可決され、本年4月から施行（一部の条文は平成28年4月1日から施行）される中、社会福祉法人は、組織の見直しとガバナンスの強化及び事業運営の透明性、並びに財務規律の強化を求められています。さらに、世界に類を見ない「超高齢化社会」に突入する「2025年問題」に対応するため、地域支援活動の推進や地域における公益的な活動強化を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進について積極的な取組を求められています。

このような状況を踏まえ、今後の上越市社協の安定した運営を図るため、総合的に企画する「室」を設置し法人の事業運営に関する中長期的な計画の立案を行い、将来を見据えた法人経営に努めます。

また、施設整備については老朽化に伴い、施設の増改築や設備更新が必要になることから計画的な改修を進めます。

さらに、平成27年度に作成した第2次運営・事業実施計画(H28年～32年)に基づき地域福祉事業と介護サービス事業の連携による地域福祉活動を行い、様々な課題解決に向け地域住民の声を聴く住民に寄り添った社協ならではの、極め細やかな事業運営の取組を実施します。

安全安心なサービスを提供するために、組織が継続的に成長・発展していかなければなりません。そのためには人材確保や、職員の育成が重要となることから、職員研修体系についても整備し研修の強化を図り、人材(人財)の育成に務めます。

また、上越市からの受託事業についても社協の培った専門的・実用的な知識・手法で積極的に取り組み、市民から信頼される事業運営を行います。

「社協の基本理念」の実現のため、3つの基本目標に向かって地域福祉の推進を図ってまいります。

平成29年度 事業実施内容

I 法人運営の円滑な実施

社会福祉法人制度改革などの社会情勢の変化を見極めながら、社会福祉事業を効果的・安定的に実施するため、経営基盤の強化を図るとともに、福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図る。また、法人理念の共有に基づく組織力の向上やキャリアパス制度の整備に向けた検討などの取組により、人材の育成と確保に努め、安全・安心な福祉サービスを提供することによって地域に信頼される社協づくりを推進する。

1. 経営管理体制の強化

社会福祉法人制度改革に伴い平成28年度に見直しを行った役員・評議員の新たな選任区分と定数による体制で事業を推進する。また、適正な財務管理を目的として、平成31年度の会計監査人設置に向け検討する。

2. 理事会、評議員会、監事会、専門部会の開催

法人の円滑な運営と安定した事業活動の実施のため、理事会、評議員会、監事会の開催及び専門部会の開催により、法人の重要事項を審議・決定する。

- (1) 理事会 定例年3回、必要により臨時開催
- (2) 評議員会 定例年2回、必要により臨時開催
- (3) 監事会 定例年2回、必要により臨時開催
- (4) 専門部会 必要により開催

3. 本所・支所の機能と役割の整理

地域福祉の推進における住民主体による福祉活動等と連携しながら、上越市社協が担うべき役割について調査研究するとともに、本所・支所の機能と役割を整理し、地域福祉の推進に向けた体制整備を検討する。

4. 広報活動による情報の提供と開示

職員による広報委員会活動を通し、ホームページや広報紙を充実させることによって最新の情報を提供し、住民活動の振興及び社協事業やサービスの利用促進を図る。さらに、社会福祉法人制度改革を踏まえ、財務諸表等の適切な情報開示により、市民の社協事業に対する理解を深める。

5. 危機管理と情報の管理

福祉サービス利用者の安全の確保、事故防止さらに職員の健康管理を推進するために、安全衛生委員会の活動を通して安全教育の実施と健康増進の取組を行う。また、事故や災害時における職員行動基準の随時点検と訓練を推進する。さらに、マイナンバー制度やメンタルヘルスチェック制度導入等に伴い、個人情報保護のための管理体制の強化を図る。

6. 事業継続のための財政運営

安定的な法人運営と継続的な事業活動展開のためには、財源の確保と健全な財政運営が必要になることから、社協活動のPRによる会費納入率の向上推進と安定した事業継続による介護報酬等収入の確保とともに、民間等助成事業の積極的な活用を図る。また、将来の事業継続に必要な資金の積立を行うことで財政基盤の強化を図る。

7. 人材の確保と育成

組織が継続的に成長・発展していくために、雇用計画を策定し計画的な職員採用による人材確保を図り、社会情勢の変化に注視しながら職員処遇の検討や職場の環境整備に務める。また、福祉サービスの質の向上を目指し、職員の資質向上と意欲向上を図るための研修を推進する。

II 地域福祉事業・活動の推進

平成29年度は上越市社会福祉協議会 第2次運営・事業実施計画に基づき、基本目標として掲げている「住民主体による地域福祉の推進」を図るため、より具体的な事業展開を進める。

特に、地域住民が主体的に独自性のある細やかな福祉活動を実践していく「住民福祉社会」の取組では、今年度より2年間モデル的に取り組む3つの地区を指定し、当会との協力体制により地域に求められる個別の福祉活動を進めていく。

また、福祉教育では「お互いを認め、支え合える関係を築ける人」を目指すべき人物像として掲げ、ガイドラインを作成して社協全体で取組を進めるとともに、学校や関係団体等とのネットワークを構築し、さらなる福祉教育の充実を図る。

1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域

(1) 全世帯を対象とした福祉教育の推進

①福祉教育推進事業

福祉教育を進める上で、上越市社協として目指すべき人物像を明確にし、取組を進めるとともに、福祉教育のガイドラインを作成し、オール社協で福祉教育の推進を図る。

[目指すべき人物像]

「お互いを認め、支え合える関係を築ける人」

1. お互いの“違い”や“同じ”を認め合える人
2. その人のもつ「弱さ」と「強さ」に気づくことができる人
3. その人らしい生き方をサポートすることができる人

昨年度設置した社協内部の福祉教育検討会を今年度も継続し、住民や企業、団体等に対する福祉教育の進め方について検討する。また、教育関係者や福祉関係者等と学校での福祉教育にテーマを絞った試行的な協議を行い、今後の方向性等を明確にし、福祉教育の充実に向けた取組を進める。

②福祉大会・まつり事業

全市を対象とした「社会福祉大会」は、地域で活動されている方々や学生などによる実行委員会を設置することで、市民目線で関心を引くテーマを設定すると

ともに市民が参加しやすい企画を検討し、福祉についての意識づけや上越市社協の認知度の向上を図る。

支所では、地域住民や団体等と共に「福祉まつり」を実施し、身近な地域での福祉の啓発に努める。

(2) 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援

① ボランティアセンター事業

行政、くびき野NPOボランティアセンターとの連携により、ボランティアが活動しやすい環境をつくとともに、活動者を増やしていくための「ボランティア養成」と、既にボランティア活動を実践されている方々をフォローアップする「ボランティア育成」の全体計画を策定し、担い手の拡大と活動の活性化を図る。

② ほっと安心生活サポーター事業

高齢者に限らず、障がいのある方や母子・父子世帯の方などを利用対象とし、その依頼に基づいて提供会員の調整を行い、日常生活に必要なサービスを有償で提供する。

また、上越市が進めている住民による有償サービス（訪問型B）との違いや関係性を整理し、サービスが必要な対象者の利用につながるよう周知していくとともに、提供会員の確保に向けた研修会を実施する。

2. 支え合いの活動が広がる地域

(1) 福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援

① 住民福祉会設置事業

「諏訪区」、「中郷区」、「名立区」の3地区を住民福祉会のモデル地区として指定し、設置された住民福祉会に対して上越市社協が運営面や活動面の支援を行い、パートナーとして関わりながら、2年間の指定期間の中で地域の実情や課題に応じた福祉事業・活動を段階的に進めていく。

また、モデル地区の取組を他の地区へ発信し、住民福祉会の設置に向けた働きかけを進める。

(2) 圏域に応じた小地域福祉活動の推進

①地域懇談会

地域の福祉課題・ニーズの把握、上越市社協への意見や要望の聴取、事業のPRを目的とした地域懇談会を継続的に実施する。効果的な取組となるよう、懇談しやすい雰囲気づくりや手法等を検討し実施する。

②ふれあいいきいきサロン事業

ふれあい支え合いマップづくり等の事業を通して、地域におけるサロンの必要性を確認しながら、設置されていない地域での立上げに向けた働きかけを進める。

また、サロンボランティア養成講座を実施し、サロンへの関心を高めるとともに担い手づくりに努め、住民が主体的に取り組む身近な地域でのサロン活動を広げていく。既存のサロンにおいては、サロン同士の交流会の実施や活動への協力、相談対応など、サロン活動が継続的に行われるよう支援していく。

③ふれあい支え合いマップづくり事業

お互いが見え、助け合いも容易な約50世帯のご近所圏域で、要援護者や住民同士のつながり、福祉課題等を地図に書き込み状況を把握するこの事業は、ご近所での福祉意識を高め、日常的な見守りや支え合い活動のきっかけづくりとなる取組であり、災害時などはより有効に活用できるツールでもある。

上越市全域での実施に向けて支所間での情報共有を図りながら、さらに働きかけを強化し進めていく。

また、既にマップを作成した地区においても見直しを行うなど、継続的なフォローアップに努める。

3. 誰もが安心して暮らせる地域

(1) 権利擁護支援の強化

①日常生活自立支援事業

委託元の新潟県社会福祉協議会が示している平成30年度からの市町村型移行に向け、妙高市社協、糸魚川市社協と具体的な協議・調整を行うとともに、利用者との2者契約を締結するための事務手続きを進めていく。

また、事業推進の要となっている生活支援員の研修内容を見直し、階層別にスキルを高めていく研修体系を構築する。

②法人後見事業

判断能力の低下に伴い、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な利用者について、当会で継続的に関わり支援していくことが望ましいと判断される場合は、受任候補者として対応していく。

また、受任依頼に対応できるよう、社協職員を対象とした養成研修を実施し、受任体制の強化を図る。後見業務を担う専門家や関係機関と実行委員会形式で実施している勉強会を今年度も継続し、連携体制の強化やネットワークづくりを進めていく。

③権利擁護推進事業

市民や福祉関係者、企業等を対象とした出前講座や市民に関心の高い内容でのミニ講座を実施し、権利を守るための事業や制度の周知・啓発を図る。

また、権利擁護・生活支援係が窓口となり、市民や関係機関等からの権利擁護に関する相談に対応する。

④不登校児の短期自立支援事業

「～自由の学び舎～ やすづか学園」を継続的に運営し、様々な理由で不登校となった子どもたちの学力の向上を目指すとともに、豊かな自然や地域住民との関わりの中で心の回復を図り、自信を持って成長し自立した社会生活が送れるよう支援する。また、不登校相談室の開設等により職員が保護者からの相談に応じ、経験に基づいた助言等により不安の解消や状況の改善に向けた支援を行う。

(2) 総合相談体制の構築

①心配ごと相談事業

各支所の職員が市民の困りごと、悩みごと、心配ごとなどの相談に応じ、専門家や関係機関等と連携を図りながら問題の解決に向けて支援する。

専門相談として「不動産鑑定相談」を継続実施するとともに、市民に求められる相談内容について調査し、新たな専門相談の実施について検討を進める。

②生活福祉資金貸付事業

新潟県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者世帯・高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、必要な資金を貸し付けることにより自立した生活が送れるよう支援する。

生活困窮世帯については、自立相談支援機関（パーソナルサポートセンター）と連携を図りながら適切に対応する。また、借受人の生活状況を把握しながら、必要に応じた償還指導や相談支援により世帯の更生を図る。

（3）災害支援体制の強化

①災害対策事業

昨年、当会と上越青年会議所、くびき野NPOサポートセンターの3者で締結した「災害時相互協力協定」に基づき連携体制を強化するとともに、行政も含めた「上越市災害ボランティア連携推進会議」を定期的開催し、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関わる協議や研修会を継続的に行う。

また、妙高市、糸魚川市を含めた広域連携についても検討を進める。昨年に引き続き、妙高市社協と共催で災害講演会や災害ボランティア養成講座、災害ボランティア登録者に対するフォローアップ講座を実施する。

災害ボランティア養成講座修了者による災害ボランティア登録を継続し、さらなるマンパワーの確保に努めるとともに、災害時の連携・協力体制の強化を図る。

（4）関係者・団体への支援及び協働体制の構築

①上越ワーキングネットワーク支援事業

障害者福祉施設が共同で作業等を受注して工賃アップを図り、障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう活動を進めてきている上越ワーキングネットワークの取組を継続的に支援していく。

今年度も上越ワーキングネットワークが上越市から委託を受けている農作業の共同受注を継続するとともに、障害者優先調達法による民間企業からのさらなる受注に向けた働きかけ等を加入事業所と共に進め、安定的な工賃の確保が図れるよう支援していく。

また、上越ワーキングネットワークが自立した運営となるよう、事務局機能の移管に向けた協議を継続的に進めていく。

②団体事務事業

各団体の事務局機能に関する支援体制を検討するとともに、自立運営に向けた協議を段階的に進めていく。

③福祉の店「パレット」事業

春日山荘内に設置されている常設店で上越圏域の障害者福祉施設の製品を展示・販売するとともに、出張パレットによるイベント等での販売や商品カタログの作成、商品券の発行など販売促進に努め、売上増を図る。

また、契約施設とのパレット運営会議を開催し、販売手法や店舗運営等についての検討を進める。

(5) 受託事業の実施

①地域支え合い事業の実施

上越市が28の地域自治区で取り組む「地域支え合い事業」（通いの場の設置・運営、協議体会議の開催等）について、合併前上越市では8つの地域自治区（和田区、金谷区、新道区、春日区、有田区、北諏訪区、保倉区、八千浦区）を受託して実施するとともに、13区においても受託先となる住民組織（振興会・まちづくり協議会等）と連携・協力し、地域住民による主体的な事業展開となるよう取組を進める。

②重度身体障害者移動支援事業の実施

日常的に車椅子を使用されているなど歩行が困難な重度の障がいのある方に、通院等の外出支援のため福祉車両4台を配備し、運転ボランティアによる運行を行う。

③ふれあいランチサービス事業の実施

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に、バランスのとれた食事の配食及び安否の確認を行うとともに、健康の維持や食生活に対する意識の高揚を図る。

④手話通訳者・要約筆記者等の派遣

聴覚に障がいのある方の社会参加の機会の拡大、コミュニケーション支援を目的として、適切かつ円滑に手話通訳者及び要約筆記者等の派遣を行う。

⑤奉仕員養成講座及び生活訓練の実施

視聴覚に障がいのある方への支援体制を整備、充実するため、手話奉仕員の養成講座や要約筆記・点字・音声訳の講習会等を開催するとともに、視聴覚に障がいのある方が安全で安心な生活を送ることができるよう、様々な生活訓練を実施する。

Ⅲ 介護・障害福祉サービス事業等の実施

平成29年度は、これまでの取組に加えて、人としての幸せを実感できる絆を介護・障害福祉サービスの提供を通じて築いていく。利用者本位の福祉サービスの提供を原点におき、利用者一人ひとりの尊厳、自己決定を重視し、その人らしさを大切にする支援を提供する。住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、利用しやすく柔軟に対応できる日常生活圏域における地域福祉型福祉サービスの実施に向けて取り組む。また、地域福祉を推進する諸機関との連携と協働によるネットワーク強化を図り、多様な福祉課題・生活課題に対応できるよう取り組む。

安定して良質な介護サービスを提供するために、研修の充実を図り、職員の仕事への意欲、やりがいを高める取組を実施する。アンケート等、客観的な事業評価と事業所ごとの自己評価を実施し、理念に基づいた経営をめざして課題解決、事業改善に継続して取り組む。

1. 居宅介護支援事業

介護を必要とする方やご家族等の相談に応じ、利用者の選択に基づいたケアプランを作成して、上越市や医療機関、福祉サービス提供事業者と連携を図りながら、適切な保健医療福祉サービスが効果的に提供されるように努める。

事業所名称	休日	開設日
上越居宅介護支援事業所	土・日、 国民の祝日、 年末年始	H12. 4. 1
安塚居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
浦川原居宅介護支援事業所		H19. 4. 1
牧居宅介護支援事業所		H20. 4. 1
大潟居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
頸城居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
吉川居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
板倉居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
三和居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
名立居宅介護支援事業所		H13. 4. 1
柿崎居宅介護支援事業所		H25. 8. 1

2. 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業

利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な訪問介護サービスを提供する。医療や看護との連携を図りながら積極的に研修と実践に取り組み、安全で安心な頼りがいのある事業者を目指していく。

高齢者をはじめ、身体障がい者や障がい児・知的障がい者・精神障がい者等の多様な利用ニーズに対応できるようホームヘルパーの資質向上を目指し、各種研修事業への積極的な参加及び自己研鑽に努めることで、サービス内容の充実と拡充に努める。その他に子育て支援として、産前・産後の体調不良のための家事や育児が困難な家庭や多胎児を出産した家庭等において、産前・産後の健康管理と安心して子育てができる環境を整えるため、産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施する。また、制度の狭間にあるニーズに対応するため保険外ホームヘルプサービスを実施し、誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるようサポートしていく。

事業所名称	休日	開設日
ヘルパーステーション上越	年中無休	H 5. 4. 1
ヘルパーステーション安塚	年中無休	H 6. 4. 1
ヘルパーステーション上越北	年中無休	H 6. 9. 1
ヘルパーステーション上越南	年中無休	S63. 4. 1
ヘルパーステーション柿崎	年中無休	H25. 8. 1

3. 通所介護(デイサービス)事業

利用者一人ひとりの有する能力に応じた自立支援を目標に、個別の援助計画によるサービスの提供を行う。専門職が多職種協同して利用者のニーズにこたえる質の高いサービスの提供に努める。利用者本位のサービスを提供するためにニーズに応じた弾力的な事業運営や内容改善に取り組む。

事業所名称	休日	定員	開設日
上越総合福祉センターデイサービス	年中無休	38	H 3. 4. 1
デイホームやちほ	年中無休	18	H 8. 4. 1
デイホーム有田	年中無休	18	H 10. 4. 1
デイサービスセンター安塚やすらぎ荘	年中無休	40	H 24. 8. 1
浦川原高齢者生活福祉センター	年中無休	25	H 7. 4. 1

牧デイサービスセンターやまゆりの家	土・日曜日	18	H 4. 4. 1
大湊デイサービスセンターやすらぎの家	日曜日	30	H 3. 4. 1
頸城デイサービスセンター無憂の里	日曜日	33	H 9. 4. 1
頸城デイサービスセンターはながさの里	日曜日	27	H 4. 4. 1
くびきの里デイサービスセンター	年中無休	35	H 16. 4. 1
吉川デイサービスセンターあじさいの家	年中無休	25	H 4. 4. 1
いこいの里あさひデイサービスセンター	年中無休	30	H 22. 6. 7
みやじまの里第一清心荘（一般型）	日曜日	30	H 3. 6. 1
みやじまの里第一清心荘（認知症対応型）	日曜日	10	H 8. 11. 1
みやじまの里第二清心荘	土曜日	25	H 11. 8. 1
三和デイサービスセンター美杉の里	日・木曜日	25	H 5. 4. 1
三和デイサービスセンターすいせんの里	年中無休	25	H 12. 4. 1
名立デイサービスセンター椿寿苑	年中無休	33	H 7. 4. 1

4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業

家庭的な環境と地域との交流のもと、利用者が共同生活住居において職員と共働し、それぞれの役割をもって生活することで、利用者の認知症の進行を緩和し、一人ひとりにあった自立生活が営めるようにサービスの提供を行う。

事業所名称	休日	定員	開設日
グループホーム安塚やすらぎ荘	年中無休	9	H 24. 8. 1

5. 短期入所生活介護（ショートステイ）事業

短期間の入所により、利用者の生活の質の向上及び家族の負担の軽減を図り、在宅生活の継続に資するサービスの提供を行う。また5事業所で空床利用型の障害福祉サービス（短期入所）を実施している。

事業所名称	休日	定員	開設日	空床利用型障害福祉サービス（短期入所）
安塚やすらぎ荘ショートステイ	年中無休	19	H 24. 8. 1	実施
くびきの里ショートステイ	年中無休	12	H 16. 4. 1	実施
ほほ笑よしかわの里ショートステイ	年中無休	10	H 15. 7. 1	
いこいの里あさひショートステイ	年中無休	14	H 22. 6. 7	実施
コミュニティナイトホームみやじまの里	年中無休	8	H 11. 8. 1	実施
コミュニティナイトホームすいせんの里	年中無休	8	H 12. 4. 1	実施

6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業

施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切なサービス提供を行う。

事業所名称	休日	定員	開設日
特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里	年中無休	30	H15. 7. 1

7. 地域包括支援センター事業

上越市からの委託を受け、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、各種保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整し、総合相談・支援業務を行う。また、虐待の防止及びその早期発見に努める等権利擁護のために必要な援助を行う。介護予防サービス、生活支援サービス等の総合調整、介護予防マネジメントを行うとともに、地域ケア会議の開催等地域の関係機関との調整、包括的・継続的マネジメント業務を行う。

事業所名称	休日	開設日
安塚地域包括支援センター	土・日、 国民祝日、 年末年始	H18. 4. 1
浦川原地域包括支援センター		H18. 4. 1
頸城地域包括支援センター		H18. 4. 1
吉川地域包括支援センター		H18. 4. 1
三和地域包括支援センター		H18. 4. 1
名立地域包括支援センター		H18. 4. 1

8. 障害者相談支援事業

障がいのある方やご家族、関係者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援や調整等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図る。

- ・ 指定特定相談支援事業（サービス等利用計画作成）
- ・ 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 指定障害児相談支援事業

9. 障害者就労支援等事業

就労支援事業所 ふれんどり～ミルはまなす・板倉ふれあい工房の経営

障がいのある方の基本的人権を尊重し、一人ひとりの能力や適性に合わせた自立支援を行うとともに、地域社会への参加を積極的に進め、社会の中で主体的に生活が送れるように必要な支援を行う。

(1) 就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障がいのある方の一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う。

(2) 就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜について、適切かつ効果的な支援を行う。

(3) 生活介護事業

障害のある方々が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護等、創作的活動又は生産活動の機会の提供、個々の生きがいの創造、その他必要な支援を行う。

(4) 各事業の定員等

ふれんどり～ミルはまなす

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始 但し、行事等で 出勤日となるこ とがある	6	H23. 4. 1
就労継続支援B型事業		25	H23. 4. 1
生活介護事業		6	H27. 10. 1

板倉ふれあい工房

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始	4	H26. 4. 1
就労継続支援B型事業		10	H26. 4. 1

10. 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）事業

県立上越テクノスクールから「介護員養成科2期」「介護員養成科4期」を受託する予定。高齢者の多様化するニーズに対応した知識・技能の習得を目指し、職業人としての介護職員を養成する。

訓練科名	定員
「介護員養成科2期」	20
「介護員養成科4期」	20

11. 高齢者健康支援訪問事業

上越市からの委託を受け、生活習慣病等で介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域の課題や居住する高齢者の課題を把握し、介護予防と生活改善及び向上を図るために個別の健康支援訪問を実施する。

12. 生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業

上越市からの指定管理を受け、在宅での生活に不安を感じるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯を対象に、住まいを提供し相談や緊急時の対応などのほか、交流を図りながら生活援助を行う。

事業所名称	定員	1人部屋	2人部屋	指定管理期間
浦川原生活支援ハウス	10	6	2	H28年度～30年度
頸城生活支援ハウス	10	8	1	H28年度～30年度
板倉生活支援ハウス	12	8	2	H28年度～30年度
名立生活支援ハウス	15	11	2	H28年度～30年度
合計	47	33	7	

IV 施設の管理・運営事業

上越市からの指定管理、委託、補助等を受け、各種施設の管理・運営を行うことで、広く市民の交流を推進し、健康増進と福祉の向上を図る。

事業所名称	種別	管理・運営	指定管理期間
菱の里	宿泊交流施設	指定管理	H29年度～33年度
大潟老人福祉センター	高齢者交流施設	事務受託	
福寿荘	高齢者交流施設	事務受託	
中郷いきいきサロン	高齢者交流施設	事務受託	
春日山荘	高齢者の活動拠点	事業補助	